

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめに関する意見募集の実施について（意見募集要領）

平成23年9月26日
文化庁長官官房著作権課

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」では、平成22年11月より、「知の拡大再生産」の実現及び「知のインフラ」へのアクセス環境の整備のための具体的施策の実現に向けた検討を行ってまいりました。

この度、平成23年8月26日の同検討会議において「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめが報告され、9月1日に決定されましたので、広く国民の皆様からご意見を頂くため、意見募集を行います。

ご意見がございましたら、下記の要領にてご提出ください。

【1. 意見募集の具体的内容】

「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめに対する意見

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成23年10月14日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文化庁長官官房著作権課企画審議係 宛

FAX番号：03-6734-3813

電子メールアドレス：chosaku@bunka.go.jp

(判別のため、件名は【「図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめへの意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめへの意見

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※1 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

※2 いただいたご意見は最終的に論点ごとに整理しますので、まとめのどの部分に対するご意見なのか、以下の項目(◆)から選択し、頁数と併せてご記入下さい。

◆1. 基本的な考え方	【1頁】
◆2. [1]国会図書館からの送信サービスについて	【1頁～5頁】
◆2. [2]国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて	【6頁～7頁】
◆3. 公立図書館等の役割について	【8頁】
◆4. まとめ	【9頁】

【4. 備考】

① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁長官官房著作権課)